

# 令和5年度災害応急対策活動等（災害対策用機械等の運送及び運転操作業務）に関する基本協定 募集要領

「令和5年度災害応急対策活動等（災害対策用機械等の運送及び運転操作業務）に関する基本協定」（以下、「基本協定」という。）について、基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

公募日 令和5年1月26日

中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長 井上 直

## 基本協定締結説明書

### 1. 協定概要

(1) 協定名 令和5年度災害応急対策活動等  
(災害対策用機械等の運送及び運転操作業務)に関する基本協定

(2) 活動地域

鳥取河川国道事務所直轄管理区間（河川・道路）を除く鳥取河川国道事務所管内の区域における災害応急対策活動等への協力を原則とします。

なお、激甚な災害等が発生した場合は鳥取河川国道事務所管外への広域的な災害応急対策活動等への協力を要請する場合があります。

(3) 活動内容

鳥取河川国道事務所直轄管理区間（河川・道路）を除く区域において、災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のため、鳥取河川国道事務所が保有する以下の災害対策用機械等の保管庫から被災地までの運送（帰還含む）、及び各機械を用いた現地作業（設営、現場管理含む。）等を実施するものです。

[災害対策用機械等]

機 械 名 機 械 番 号	規 格	車両総重量 (運転資格)	車両保管場所
① 排水ポンプ車 24-4703	水中ポンプ式 30m <sup>3</sup> /min 級 ポンプ台数 4 台	9,450kg (中型以上)	片山水防倉庫
② 排水ポンプ車 R02-4704	水中ポンプ式 30m <sup>3</sup> /min 級 ポンプ台数 4 台	9,240kg (中型以上)	鳥取スノース テーション
③ 照明車 R02-4706	LED 灯 1.3 k w × 6 灯 10m 級、2 ホール式、カメラ付	5,420kg (準中型以上)	片山水防倉庫
④ 照明車 R03-4703	LED 灯 1.3 k w × 6 灯 20m 級、ブーム式、カメラ付	7,680kg (中型 8t 未満 限定以上)	鳥取スノース テーション
⑤ 路面清掃車 26-1707	ブラシ式、リフトダンプ	12,550kg (大 型)	鳥取国道維持 出張所
⑥ 排水管清掃車 25-1700	水循環式	16,430kg (大 型)	鳥取国道維持 出張所
⑦ 散水車 (散水 装置付除雪ト ラック) R03-2707	プラウ付、5, 8 0 0 L	16,760kg (大 型)	鳥取スノース テーション
⑧ トンネル清掃車 R01-1704	2 本ブラシ、自動追従式	12,420kg (大 型)	鳥取国道維持 出張所

○災害対策用機械等車両保管場所の位置

片山水防倉庫	鳥取県鳥取市河原町片山地先
鳥取スノーステーション	鳥取県鳥取市千代水 1 丁目 170 地内
鳥取国道維持出張所	鳥取県鳥取市湖山西 1 丁目 462-1 地内

(4) 協定期間

令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和 5・6 年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争参加資格の申請を令和 5 年 1 月 1 3 日までに行っていること。

また、令和 5 年 4 月 1 日までに令和 5・6 年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けているこ

とを協定締結者の決定の条件とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、上記（2）の一般競争参加資格の申請を行っている者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した鳥取河川国道事務所発注の工事又は点検整備の施工（履行）実績があること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- (6) 基本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。

なお、当該活動に専任の義務は要しない。

- ① 基本協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日以前において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級又は2級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設又は機械に係わる科目に限る。））の資格を有する者。
- ・ 建設業法第7条第2号イ又はロ又はハに該当する者。

- (7) 基本協定参加資格確認申請書（添付資料を含む。）（以下、「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) (6)の基準を満たす技術者が在籍し、建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が、鳥取河川国道事務所が管理する区域の市町（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）内にあること。

(9) 電話連絡等による出動要請に対し、次の体制を確保できること。

- ①排水ポンプ車の出動要請については、作業員として原則4名を確保し、かつ、出動要請後、鳥取河川国道事務所まで2時間以内に到着できること。  
なお、作業員4名には、世話役として1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者（上記、2.応募資格(6)②による。）を1名、運転手として要請する可能性がある2台の排水ポンプ車を運転できる者（運転に必要な免許の種類は別記様式5に記載（以下、運転免許について同じ）1名を含むものとする。（世話役と運転手は同一者でも可）
- ②照明車の出動要請については、作業員として原則2名を確保し、かつ、出動要請後、鳥取河川国道事務所まで2時間以内に到着できること。  
なお、作業員2名には、世話役として1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者（上記、2.応募資格(6)②による。）を1名、運転手として要請する可能性がある2台の照明車を運転できる者1名を含むものとする。（世話役と運転手は同一者でも可）
- ③路面清掃車、排水管清掃車、散水車（散水装置付除雪トラック）及びトンネル清掃車の出動要請については、各機械1台につき作業員として原則2名を確保し、かつ、出動要請後、鳥取河川国道事務所まで2時間以内に到着できること。  
なお、作業員2名には、世話役として1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者（上記、2.応募資格(6)②による。）を1名、運転手として要請する可能性がある各道路清掃系建設機械（4台）を運転できる者1名を含むものとする。（世話役と運転手は同一者でも可）

### 3. 基本協定締結者の選定方法

- (1) 基本協定の締結は、2.に掲げる応募資格を満たしている協定締結希望者と行います。
- (2) 選定、非選定の結果については、書面により通知します。

### 4. 担当部局

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 防災課（担当：専門調査官）

TEL 0857-29-1984（ダイヤルイン）

FAX 0857-29-8548

### 5. 応募資格の確認等

#### (1) 申請書の作成

基本協定締結希望者は、下記資料を作成し提出をお願いします。

##### ①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

ア) 申請書に申請者印を押印するか、または押印を省略する場合は次のとおり附記が必要となります。代理人による申請の場合は、代

理人として支社等の併記をお願いします。

イ) 押印を省略する場合は、申請者印を押印しない代わりに該当書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（連絡先は2つ以上）（以下、「連絡先等」という。）を記載してください。

※確認のため、記載の連絡先に担当者から連絡をさせて頂く場合があります。

②令和5・6年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書2.（2））

中国地方整備局における令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」に係る一般競争参加資格の申請をインターネットにより行っている場合には、「令和5・6年度受付票」、「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式①-1, 様式①-2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

③過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出してください。

④技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出してください。

なお、当該活動に専任の義務は有しないものとし、複数の登録が可能です。

⑤出勤要請を受けてからの参集可能時間等【別記様式4】

※出勤要請を受けてから、参集が可能な時間と参集が可能な人数を記載してください。

⑥協定を希望する災害対策用機械等【別記様式5】

※協定を希望する災害対策用機械等を選択してください（複数選択可）。

ただし、協定締結後、災害支援の規模等により、協定を希望されていない災害対策用機械等についても運送及び運転操作をお願いする場合があります。

その際はその都度、意向を確認させて頂きます。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出してください。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。②の期限に必着のこと。）とします。

②受付期間：令和5年1月27日(金)から令和5年2月16日(木)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出してください。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出して下さい。FAXでも可。
- ②受領期間：令和5年1月27日(金)から令和5年2月7日(火)までの休日を除く毎日9時00分から17時00分までとします。
- ③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、令和5年2月16日(木)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②場 所：4. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ②提出された申請書（追加資料を含む）は、応募資格の確認以外には使用しません。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④基本協定の相手方として選定された者に対しては、別添「令和5年度災害応急対策活動等(災害対策用機械等の運送及び運転操作業務)に関する基本協定(案)」に基づき基本協定を締結することになりますので、基本協定締結時には基本協定(案)第5条第2項に記載された事項について併せて報告願います。

基本協定参加資格確認申請書

令和5年〇〇月〇〇日

中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長 井上 直 殿

提出者) 住所 :  
電話番号 :  
F A X :  
会社名 :  
代表者 : 役職名 氏名 印  
作成者) 担当部署 :  
氏名 :  
E-mail :

令和5年1月26日付けで募集のありました「令和5年度災害応急対策活動等（災害対策用機械等の運送及び運転操作業務）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、2. 応募資格（2）の一般競争参加資格の申請を行っている者を除く。）でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書（以下、「説明書」という。） 2. (2)に定める令和5・6年度の一般競争参加資格に係る書類
- 2 説明書5. (1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 3 説明書5. (1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 4 説明書5. (1)④に定める出動要請を受けてからの参集可能時間等を記載した書面
- 5 説明書5. (1)⑤協定を希望する災害対策用機械等を記載した書面

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2つ以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 : ○○○-○○○

連絡先2 : ○○○-○○○

注1) 代表者印の押印を省略する場合は、本件責任者・担当者の氏名及び連絡先を(連絡先は2つ以上)を明記してください。

## 過去の施工実績

[記入例]

工事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態	単体/JV(出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量 、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り(登録番号を明記)又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面(工事の実績が確認できる契約書類/施工計画書及び図面等)の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。

・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事(500万円未満の工事等は除く。)の場合は、CORINSに登録されていない場合は、実績として認めない。

・平成21年8月18日以降にCORINSに新規登録した工事は、CORINS登録番号が10桁に変更となっているため、「建設業許可番号(8桁)」+「新CORINS番号10桁の登録番号の1桁目(4)を除いた残り9桁」を「8桁」+「4桁」+「5桁」に分割して記載すること。

・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

## 技 術 者 の 資 格

[記入例]

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士	
	一級建設機械施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他 (技術士法による技術士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロ又はハに該当する者)	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式4)

## 出動要請を受けてからの参集可能時間等

会社名：\_\_\_\_\_

① 参集可能時間：約\_\_\_\_\_時間

② 参集可能人数：

- 1) 排水ポンプ車 (1台あたり) \_\_\_\_\_名
- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 内、1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者 | 名 |
| 内、大型免許所持者                       | 名 |
| 内、中型免許所持者                       | 名 |
| 内、中型免許(8t限定)所持者                 | 名 |
| 内、準中型免許所持者                      | 名 |
| 内、上記以外の者                        | 名 |
- 2) 照明車 (1台あたり) \_\_\_\_\_名
- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 内、1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者 | 名 |
| 内、大型免許所持者                       | 名 |
| 内、中型免許所持者                       | 名 |
| 内、中型免許(8t限定)所持者                 | 名 |
| 内、準中型免許所持者                      | 名 |
| 内、上記以外の者                        | 名 |
- 3) 道路清掃系建設機械 (1台あたり) \_\_\_\_\_名
- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 内、1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者 | 名 |
| 内、大型免許所持者                       | 名 |
| 内、中型免許所持者                       | 名 |
| 内、中型免許(8t限定)所持者                 | 名 |
| 内、準中型免許所持者                      | 名 |
| 内、上記以外の者                        | 名 |

注) 1級又は2級土木施工管理技士(又は同等の資格を有するもの)と運転免許所持者は重複計上が可能です。

(別記様式5)

## 協定を希望する災害対策用機械等

機 械 名 機 械 番 号	規 格	車両保管場所	協定希望 (○を記入)
①排水ポンプ車 24-4703	水中ポンプ式 30m <sup>3</sup> /min 級 ポンプ台数 4 台	片山水防倉庫	
②排水ポンプ車 R02-4704	水中ポンプ式 30m <sup>3</sup> /min 級 ポンプ台数 4 台	鳥取スノース テーション	
③照明車 R02-4706	LED 灯 1.3k w × 6 灯 10m 級、2 ホール式、カメラ付	片山水防倉庫	
④照明車 R03-4703	LED 灯 1.3k w × 6 灯 20m 級、ブーム式、カメラ付	鳥取スノース テーション	
⑤路面清掃車 26-1707	ブラシ式、リヤフトダンプ	鳥取国道維持 出張所	
⑥排水管清掃車 25-1700	水循環式	鳥取国道維持 出張所	
⑦散水車(散水 装置付除雪トラ ック) R03-2707	プラウ付、5,800L	鳥取スノース テーション	
⑧トンネル清掃車 R01-1704	2 本ブラシ、自動追従式	鳥取国道維持 出張所	

※協定を希望する災害対策用機械等の協定希望欄に「○」を記入してください。

(注意) 複数選択することも可能ですが、複数の災害対策用機械等が同時に稼働する可能性があります。作業員の人数を考慮して協定を希望する災害対策用機械等を選定してください。

### ○運転免許について

運転に必要な免許は下記のとおりです。

⑤・⑥・⑦・⑧は大型免許

①・②は中型免許以上

④は中型免許(8t 未満限定)以上

③は準中型以上

### ○災害対策用機械等保管場所の位置

片山水防倉庫

鳥取県鳥取市河原町片山地先

鳥取スノーステーション

鳥取県鳥取市千代水1丁目170地内

鳥取国道維持出張所

鳥取県鳥取市湖山西1丁目462-1地内

# 基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認してください。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出
- 令和5・6年度の一般競争参加資格に係る書類 →必須提出  
※2. 応募資格（2）参照

## 会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）  
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し  
→当該工事实績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の工事の場合は必須提出

## 技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出  
（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

## 技術資料

- 出勤要請を受けてからの参集可能時間等（別記様式4） →必須提出
- 協定を希望する災害対策用建設機械等（別記様式5） →必須提出
- その他参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意ください。

別添

## 令和5年度災害応急対策活動等（災害対策用機械等の運送及び運転操作業務）に関する基本協定」（案）

（目的）

第1条 この協定は「中国地方整備局災害対策用機械機器管理運営要領」に基づき、風水害、地震等の自然災害発生時等において、迅速かつ的確に災害復旧支援活動（以下「支援活動」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 中国地方整備局鳥取河川国道事務所長（以下「甲」という。）は、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合、必要に応じ「株式会社〇〇〇」（以下「乙」という。）に対し、第3条に規定する支援活動の協力を要請することができるものとする。

（支援活動内容）

第3条 甲が、乙に対し実施の要請を行う支援活動内容は、甲の指示に基づき甲が保有する次の①～⑩の災害対策用機械等の保管場所から被災現地等までの運送（帰還含む）及び排水ポンプ車の排水作業（片付け・帰還後の簡易清掃含む）、照明車の照明点灯操作（片付け含む）、清掃用建設機械による清掃作業（片付け・帰還後の簡易清掃含む）等とする。

なお、支援活動に使用する災害用対策機械等は、原則として別紙に示す乙が担当する災害対策用機械等とするが、激甚な災害発生等の理由により、乙が担当する災害対策用機械等以外を用いた支援活動を要請する場合があるものとする。

① 排水ポンプ車	（機械番号：24-4703）
② 排水ポンプ車	（機械番号：R02-4704）
③ 照明車	（機械番号：R02-4706）
④ 照明車	（機械番号：R03-4703）
⑤ 路面清掃車	（機械番号：26-1707）
⑥ 排水管清掃車	（機械番号：25-1700）
⑦ 散水車	（機械番号：R03-2707）
⑧ トンネル清掃車	（機械番号：R01-1704）

（支援活動の実施地域）

第4条 支援活動の実施地域は、鳥取河川国道事務所直轄管理区間（河川・道路）を除く鳥取河川国道事務所管内の区域を原則とする。

なお、甚大な災害発生等の理由により、鳥取河川国道事務所管外への広域的な災害応急対策活動等を要請する場合があるものとする。

（支援活動の要請）

第5条 甲は、乙に対し支援活動内容の必要が生じた場合は書面又は電話（第一報）等の方法により要請するものとする。

2. 乙は、前項の要請を受ける者を、あらかじめ書面により鳥取河川国道事務所防災課の担当者に通知するものとする。

(支援活動の指示)

- 第6条 支援活動に関する直接の指示は、鳥取河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
2. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
  3. 第1項の指示があった場合、乙は状況報告を適宜、指示者へ報告するものとする。

(契約の締結)

- 第7条 甲は、乙に第5条の支援活動を要請した場合は、速やかに支援活動を実施するものとし、支援活動にかかる契約を締結するものとする。

(支援活動の完了報告)

- 第8条 乙は、支援活動を完了したときには、直ちに指示者に対し、口頭及び書面により完了報告を行うとともに、甲に対し、実施した支援活動の内容を書面により報告するものとする。

(費用の請求)

- 第9条 乙は、支援活動完了後当該支援活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする

(費用の支払)

- 第10条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第11条 支援活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその旨を書面により甲に報告するものとし、その処置については甲乙協議して定めるものとする。
- 2 支援活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
  - 3 支援活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は災害対策用機械等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(説明会)

- 第12条 甲乙が調整した期間において、災害対策用機械等の操作・作業手順の確認を実施するものとする。
- なお、この作業手順の確認に要する契約については別途行うものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

- 第13条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。
- なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
- また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(有効期限)

- 第14条 本協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

第 15 条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 国土交通省中国地方整備局  
鳥取河川国道事務所長 井上 直

乙 株式会社〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇